第二条　航空交通管制部組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。
航空交通管制部	管轄区域	航空交通管制部	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
神戸航空交通管制部	北緯三一度二二分五九秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯二九度三一分四〇秒東経一三二度一七分三八秒の地点を結んだ線、同地点及び北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点を結んだ線（以下「E線」という。）、同地点及び北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点を結んだ線並びに同地点から二三二度に引いた線（以下「F線」という。）以南であって、北緯二九度三一分四〇秒東経一三二度一七分三八秒の地点、北緯二八度四九分五三秒東経一三二度二五分四九秒の地点、北緯二七度二三分七分五三秒東経一三二度四五分三五秒の地点、北緯二六度四五分二三秒二一秒東経一三二度四分二九秒の地点、北緯二六度三七分五八秒東経一三一度五七分四秒の地点、北緯二六度三七分五八秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三一度三〇分五六秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点、北緯三二度七分一三秒東経一三四度二五分一〇秒の地点、北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点、北緯三三度三五分四四秒東経一三四度五九分五〇秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一七分一秒東経一三三度五七分三〇秒の地点及び北緯三四度一四分四〇秒東経一三三度五一分四八秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域並びに北緯三四度二五分四八秒東経一三五度一五分六秒の地点を中心とする半径七〇海里の円弧のうち同地点から二四〇度二七分一秒に引いた線以北であって同地点から二五五度二三分五四秒に引いた線以南の部分並びに北緯三四度七分四六秒東経一三三度五三分三三秒の地点、北緯三三度四五分二〇秒東経一三三度四二分六秒の地点及び北緯三三度五〇分五五秒東経一三四度一分四七秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが一七、五〇〇フート以上三三、五〇〇フート未満の区域	福岡航空交通管制部	C線、D線、E線及びF線以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域（神戸航空交通管制部の管轄区域を除く。）	福岡航空交通管制部	C線、D線、E線及びF線以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域